

報告 I：政治学から見た「平等」とは

的射場 敬一

目 次

はじめに

- 1 古代ギリシアと政治的平等
- 2 キリスト教と自然的平等
- 3 近代の社会契約説と自然的平等、そして、政治的平等
- 4 フランス革命と人権宣言

結びに代えて

はじめに

すべて人間は、能力においても、人種的にも、社会的資源においても、また文化的役割などにおいても多様である。人間の多様性を前提にしながらも、平等がひとつの価値を持つということは、ひとりひとりの人間が自然権の主体であると認識することであった。それは、近代の自然権思想において初めて生まれた。つまり、近代の人権概念としての平等とは、「社会的資源や負担の分配、また褒賞・制度・賠償の決定において、無関係な事情の考慮による差別を排除すること」⁽¹⁾である。とりわけ、人種や性別を理由にした不当かつ不条理な差別をしないということである。これは、人間が生まれながらに自由で平等であるという考え方に根拠をおいている。このような平等概念を、「自然的平等」と呼ぶことにする。

人間の本質的平等性に根拠をおき、差別をしないという意味での平等概念に対して、支配服従関係を克服した対等性としての平等というものがある。対等

報告Ⅰ：政治学から見た「平等」とは（的射場）

であるということは、互いの関係において暴力が排除され、言葉による説得と納得のコミュニケーションが成立しているということである。このような対等性を軸においた平等な関係は、古代ギリシアにおいて初めて成立した。アリストテレスはこれを「政治家的支配」と呼んだ。それは、主人と奴隷関係をモデルにした「主人的支配」⁽²⁾の対立概念であり、古代ギリシアの民主政で意味されていたものである。このような平等は、契約と法によって人為的に作り出されたものであり、それは都市（ポリス）という政治空間を必要とした⁽³⁾。政治共同体の平等な成員であることを保障したのが、市民権である。このような平等概念を、「政治的平等」と呼ぶことにする。

セイバインは、「自由や平等は非常に抽象的な言葉であって、文脈を離れると、意味がきわめて曖昧である」⁽⁴⁾と述べているが、平等について政治的言説として論じられることの少なかった古代と中世においては、特にそうである。よって、政治概念としての平等について明らかにするために、「自然的平等」と「政治的平等」という鍵概念を設定し、その鍵概念を手がかりに歴史的な文脈の中で、平等がいかに論じられ実現されてきたのかを見てゆくことにする。

1 古代ギリシアと政治的平等

国王による支配を打破し、平等な政治空間としての都市国家（ポリス）へと転換させたのは、貴族による集住（シュノイクスモス）⁽⁵⁾であった。国王に対抗していた貴族は、国王を倒し、王の拠点であった城砦を破壊した。そしてかれらは集住するにあたり、兄弟の契り（兄弟盟約）⁽⁶⁾を結び、戦士共同体としての都市を形成した。契約というまさしく人工的な行為によって、戦士として平等な団体を生み出したのである。それゆえ、それは、「自ら武装し自ら訓練し自ら軍隊を編成しうるだけの防衛能力をもった人々の結合」であり、それはあたかも貴族的「共和政」⁽⁷⁾とでもいうべきものであった。

アテネ市民が享受していた平等、すなわち法の下における平等は、イソノミア（isonomia）⁽⁸⁾と呼ばれていた。アーレントによれば、イソノミアとは、「市

民が支配者と被支配者に分化せず、無支配関係のもとに集団生活を送っているような政治組織の一形態⁽⁹⁾である。つまり、市民が、政治共同体の主体として政治に参加していたということであり、「これらの法によって統治される社会の一員として認められている人はすべて、その法を執行し維持する平等の権利とほとんど平等の義務を持⁽¹⁰⁾っていた。

古典古代において平等は、自然によって与えられるものでもなく、人間の属性でもなかった。自然のままでは人間は不平等なのである。人びとが権利主体として平等になったのは、つまり法制定や執行に参加する権利の平等をもち、また法に服する義務の平等を持ちえたのは、都市国家（ポリス）の一員となることによってであり、人為的な法によってであった。平等は、「人びとが互いに私人としてではなく、市民として会うこの特殊に政治的な領域⁽¹¹⁾すなわちポリスという都市国家の空間の中のみ存在したのである。

アテナイ市民は、政治参加の権利の平等を確保することで、支配服従という権力関係を排除し、政治過程から暴力を排除した。市民権を有する市民によって構成されていた公的領域（ポリス）においては、市民は法の下に自由で対等な存在となり、それゆえ言葉だけを武器とする政治の世界を確立したのである⁽¹²⁾。

2 キリスト教と自然的平等

「人は生まれながらにして自由で平等である」という自然的平等の観念は、キリスト教の「神の前の平等」という観念として現われた。それは、ローマ帝国においてキリスト教の布教に活躍したパウロにおいて初めて見られた。

「ユダヤ人もギリシア人もなく、奴隷も自由人もなく、男も女もない。あなたがたは皆、キリスト・イエスにあって一つだからである」（パウロ「ガラテヤ人への手紙」3：28）⁽¹³⁾

パウロは、キリストを信じるものとしては、人種の壁、主人と奴隷の壁、男

報告 I : 政治学から見た「平等」とは (的射場)

女の壁を、打ち破った。ここに初めて、はっきりとした形で、すべての人は神の前にキリスト者として平等であるという観念が、姿を現したのである。

しかしながら続くヨーロッパの中世社会はキリスト教共同体ではあったが、身分制的位階秩序が神与の秩序として正当化されている「不平等な」社会であった。「人は生まれながらに不平等である」という秩序意識が身分倫理として組み込まれていたのである。

このような身分制社会の論理を批判したのが、近代初頭の 16 世紀のドイツの宗教改革者ルターである。身分制の論理を批判して、次のように言っている。

「まず第一番目の城壁を攻撃しましょう。……教皇、司教、司祭、修道士たちは教会の身分と名づけられ、王侯、貴族、手工業者および農民身分は世俗の身分と呼ばれる、ということです。これは実に手の込んだ虚構であり見せかけであります。……すべてのキリスト者は真に教会的身分に属するのであって、おたがいの間には職務上の区別以外に何の差別もないのです。」(ルター「ドイツ国民のキリスト教貴族に与う」)⁽⁴⁴⁾

つまり、ルターによれば、身分というようなものは決して生まれによって固定されているようなものではなく、すべて「虚構」であり、人間が作り出したものにすぎない。したがってそれは、人間が変えることのできる社会的環境であり、「職務上の区別以外に何の差別もない」と、批判したのである。

3 近代の社会契約説と自然的平等、そして、政治的平等

17 世紀の社会契約論者のホッブズは、封建社会崩壊後の新たな社会に適合的な国家論を樹立するのに、前政治的な自然状態を措定した。そのことで、人間の本質を見出そうとしたのである。ホッブズによれば、自然は、「心身の諸能力において」、人間を「平等に作った」⁽⁴⁵⁾のである。心身の諸能力において平等であるということは、それは、これまでの権威であったアリストテレスの学説、つまり、自然的不平等の観念の否定であった。アリストテレスは、人間には理性がある人となない人がいるという前提に立ち、理性を有しない人を「自

然における奴隷」である^{みな}看做し、不平等を正当化していたからである。したがってここに、キリスト教の文脈においてではなく、まさしく政治思想史の文脈の中で明確に人間の自然的平等を認める観念が姿を現した。

ホッブズが「発見」した自然における人間の自由と平等を、ピューリタン革命の中で育ち、王政復古期に活躍し、そして『統治論』によって名誉革命を正当化したと言われているロックもまた共有していた。

ロックは、自然状態における平等を次のように描いている。

「そこでは、一切の権力と権限とは相互的であり、何人も他人より以上のものはもたない。同じ種、同じ級の被造物は、生まれながら無差別にすべて同じ自然の利益を享受し、同じ能力を用い得るのであるから、……互いに平等であって、従属や服従があるべきではない……。」(『統治論』(第二編第二章)⁽¹⁶⁾)

ここでも人間の生まれながらの平等、すなわち自然的平等が明確に規定されている。「被造物」という表現が使われていることから明らかなように、ホッブズのように人間の本質とは何かを問うている訳ではなかった。ジョン・ダンによれば、ロックにとって、自然状態とは、「神自身が世界におけるすべての人間をその中に置いた状態」であり、「神の被造物として人間はどのような権利と義務をもっているか」⁽¹⁷⁾が、問われているのである。ロックにとって、人間は、「神の理性的被造物として、基本的な権利において、そしてまた課せられた義務において相互に平等」⁽¹⁸⁾なのである。

ホッブズやロックにおいて「発見」された、自然的平等の観念を、ルソーもまた継承していた。自然状態において、人びとは自分自身の自然的な能力をもって自然に対抗し、他の何物にも依存していない。しかし、その「自然状態とは、わたしたちの自己保存の営みが、他者の自己保存の営み害することのもっとも少ない状態であり」、「ほんらいもっとも平和的で、人類にもっとも適した状態であった。」⁽¹⁹⁾なぜか。そこでは各人は、「自己愛」という自然的な情念によって自己保存を図りながらも、もうひとつの純粋に自然的な情念としての「憐憫」がそのような「自己愛」を中和する働きをしている⁽²⁰⁾からである。

報告 I : 政治学から見た「平等」とは (的射場)

不平等への第一歩は、人間の完成能力の結果でもある冶金術と農業によって拓かれた。分業と私有財産とが人類にもたらされることで、希少性のもとでの所有物の不平等な分配と、自然というよりは文化の産物である人間の墮落とが結びついたとき、「富める者の横領と貧しい者の略奪」⁽²¹⁾が生み出す戦争が始まったのである。ルソーによればホッブズのいう戦争状態とは、この状態のことを指しているのであり、それは自然状態ではもはやないのである。

ルソーは、『社会契約論』において、古典古代の共和政をモデルに、主権者と臣民が分離せず同一であるような政治体制、つまり支配被支配関係を廃棄して市民の政治的平等を確立しうる政治体制を構想した。ルソーにとっての社会契約の課題は、各人の生命と財産を保護しながら、しかもなお自然状態と同じように自由で平等な、自分自身以外の何ものにも服従しないような結合の形式を発見することであった。

この社会契約の本質は、「各構成員は、自己をそのあらゆる権利とともに共同体全体に譲り渡す」⁽²²⁾ことであり、こうして「誰もが自分の身体とあらゆる力を共同にして、一般意志の最高の指揮のもとにおく」⁽²³⁾ことになる。各人はこの契約によって成立した共同体に同等の資格で参加し、主権を構成するのである。つまり、社会契約によって人民は団結し法に服するという意味では臣民になったが、「主権に参加するものとしては市民」⁽²⁴⁾となったのである。主権者とはまさしく立法組織に結集した人民のことである。こうして、自然的平等を有する人びとは、社会契約によって共和主義的な空間を形成することで、政治的な平等も手に入れたのである。

4 フランス革命と人権宣言

1789年、フランス革命が勃発した。革命家は、封建制度をまず廃棄した。地位と階級と特権の複合体である封建制度に代えて、どの人にも「平等な政治的権利を与え、また平等な政治的義務を課す一様な市民権というものを確立」⁽²⁵⁾しようとしたのである。

同年に発せられた人権宣言（「人および市民の権利宣言」）は、これまで長い歴史を経て獲得されてきた自然的平等と政治的平等について明確に規定している。

第1条は、まず「人は、自由かつ権利において平等なものとして出生し、かつ生存する。」⁽²⁶⁾と述べ、自然的平等について規定している。さらに第6条は次のように言う。

「法は、保護を与える場合でも、処罰を加える場合でも、すべての者に同一でなければならない。すべての市民は、法の間からは平等であるから、その能力にしたがい、かつその徳性および才能以外の差別を除いて平等にあらゆる公の位階、地位および職務に就任することができる。」⁽²⁷⁾

法の適用における平等を規定しているのであるが、逆に言うと、自然的な平等を確実なものにするためには法の整備が必要であるということの宣言でもあった。

同じく第6条で政治的平等についても規定している。

「法は、総意の表明である。すべての市民は、自身でまたはその代表者を通じて、その作成に協力することができる。」

市民が立法者として立法過程に参加することでできることを謳っているのである。

この人権宣言は、これまでの平等をめぐる戦いの一つの里程碑となった。ここに自然的平等を踏まえた政治的平等が、理念として確立したからである。自然的平等と政治的平等が、近代民主主義にとっての最低限の必要条件となったのである。

結びに代えて

このフランス人権宣言の規定は、20世紀の各国の憲法においても継承された。それはわが国においても例外ではない。日本国憲法第14条第1項は、「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において差別されない」と規定している。

それにも関わらず、たとえば女性の就業における差別は厳然として存在しつづけた。昭和60年の男女雇用機会均等法、及び平成9年の改正において、ようやく雇用における男女差別の解消がその端緒についたに過ぎない。これは、差別の解消あるいは撤廃というものが、法の強制力がなければ、ほとんど何の実効性を持たないことを示す典型的一例である。

同じく憲法第24条第1項において、「婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない」と規定している。だが、同等な権利主体として規定されていた夫婦関係は、「民事不介入の原則」のもとに法の保護下におかれなかった。

そこで一体何が起きていたのか。

私たちは、彼我の力の差を認識するときに、つねに力にものを言わせようとする。他者を動かすには、言葉による説得よりも暴力を背後に控えた脅迫・命令の方がずっと簡単だからである。人間関係は、自然のままに放置されるときには、力によって他者を恣意的に支配しコントロールする権力関係に容易に転化するのである。これは、恋愛関係にある男女においても、夫婦においても同様である。原則において平等であるべき関係にいつの間にか暴力が忍び込み、不平等な関係に、もっとあからさまに言えば、暴力を背景においた支配服従関係が成立するのである。

恋愛関係のもつれによる犯罪とか家庭内暴力という形で事件が頻発し事態の深刻さが認識されるようになって初めて、「ストーカー行為等の規制等」に関す

る法律」が制定され、いわゆる DV 法（「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」）が制定された。ようやくというべきか、憲法に謳われていた男女関係における男女平等が、法の保護下におかれることになったのである。

上にみた男女関係の例が典型的に示すように、平等というのは何らかの実体なのではなく、人と人との関係性である。互いの関係が平等だというのであれば、そこに自然的な力の差が意味をもつことを阻止するような、つまり、その平等な関係に暴力が入り込み支配服従関係に転化しないような法の保護が必要なのである。つまり、フランス人権宣言が規定しているように、「人は生まれながらに平等だ」としても、それが法によって保護されないかぎり、それは単なる「宣言」にすぎない。

同様に障害者、少数民族、外国人労働者、ゲイやレズビアンなどのマイノリティ（社会的少数者）に対する不当な差別も、それを是正するような法が整備されないかぎり、存続し続けるだろうし、おそらくそもそも差別の存在自体が気づかれないうちに放置されることの方が多いだろう。

不当な差別を撤廃するような法の整備をするためには、人びとが自分の権利を主張したり要求したりすることができる政治的平等が必要なのである。つまり、自然的平等を達成し差別や不当な扱いをなくすには、法の整備が必要なのであり、そのためにはその少数者の発言を届けるような政治的平等が不可欠なのである。

最後に、グローバル化した現代世界で顕在化してきている外国人労働者の問題について言及しておきたい。外国人労働者は、先進諸国のどの国においても、依然として「客人」労働者の位置におかれ、奴隷のような状態に放置されている。「彼らが搾取されあるいは抑圧されている」のは、「市民権が剥奪され」⁽²⁸⁾ ているからである。

この問題に対するアメリカの政治学者マイケル・ウォルツァーの議論は、非常に明快である。

報告 I : 政治学から見た「平等」とは (的射場)

「人々は国家の権威に服しているか、服していないかである。もし服しているのなら、その権威が行うことにたいして、発言権が、究極的には平等の発言権が与えられていなければならない。」⁽²⁹⁾

外国人労働者は、行きずりの観光客ではない。そこで働き、そこに住み、国家の権威と法に服している以上、平等な市民権が付与されるべきである。かれらの置かれている悲惨な状況を変えるには、政治的地位を変えるしかない。「市民として、人として組織的な社会に所属し、公権力に参与すること」ができる市民権なしでは、外国人労働者が当然の権利として自然的平等を享受するための法の整備の要求をすることができない。外国人労働者を無権利の奴隷状態に放置することは、自然的平等を実現しているはずの民主国家の中に専制支配を持ちこむことになるのである。

註

- (1) 井上達郎「平等」、廣松渉・三島憲一他編『岩波哲学・思想事典』(岩波書店、1998年)、1341頁。
- (2) アリストテレス『政治学』(山本光雄訳、岩波書店、1961年)、46頁参照。
- (3) Hannah Arendt, *On Revolution* (Harmondsworth: Penguin Books, 1973), p. 30. 『革命について』(志水速雄訳、中央公論社、1975年)、29頁。
- (4) G・セイバイン『民主・自由・平等—政治哲学的考察』(秋元ひろと訳、公論社、1991年)、129頁。
- (5) ウェーバーによれば、この集住というのは、城砦王政から貴族政ポリスへの重要な転換点をなしている。(M・ウェーバー『古代社会経済史』(上原専禄・増田四郎監修、渡辺金一・弓削達訳、東洋経済新報社、1963年)、200頁参照)。
- (6) M・ウェーバー『都市の類型学』(世良晃志郎訳、創文社、1964年)、81頁参照。
- (7) 安藤弘『古代ギリシアの市民戦士』(三省堂、1983年)、293頁。
- (8) 「イソノミア、すなわち、出身によって区別されない、法の前での万人の平等にもとづく、民主制が生まれることになった。」(クロード・モセ『ギリシアの政治思想』(福島保夫訳、白水社、1972年)、18頁)。
- (9) Arendt, *op. cit.*, p. 30. 邦訳、28頁。
- (10) W.G. フォレスト『ギリシア民主政治の出現』(太田秀通訳、平凡社、1971年)、273頁。

- (11) Arendt, *op. cit.*, p. 30. 邦訳, 29 頁。
- (12) Cf. Kenneth Minogue, *Politics: A Very Short Introduction* (Oxford, 1995), p. 10.
- (13) 『聖書 引証つき』(日本聖書協会, 1982 年), 297 頁。
- (14) ルター「ドイツ国民のキリスト教貴族に与う」, 松田智雄編『世界の名著 18 ルター』(成瀬治訳, 中央公論社, 1969 年), 86 頁。
- (15) Thomas Hobbes, *Leviathan*, ed. by Richard Tuck (Cambridge: Cambridge University Press, 1991), pp. 86-87. 『リヴァイアサン』(水田洋訳, 岩波書店, 1954 年, 1992 年改訳), 207 頁。
- (16) John Locke, *Two Treatises of Government*, edited with an introduction and note by Peter Laslett (Cambridge: Cambridge University Press, 1960, Student edition, 1988), p. 269. ロック『市民政府論』(鶴飼信成訳, 岩波文庫, 1968 年), 10 頁
- (17) ジョン・ダン『ジョン・ロックー信仰・哲学・政治』(加藤節訳, 岩波書店, 1987 年), 78～79 頁。
- (18) 前掲書, 80 頁。
- (19) ルソー『人間不平等起源論』(中山元訳, 光文社, 2008 年), 100 頁参照。
- (20) 前掲書, 102 頁, 107 頁参照。
- (21) 前掲書, 149 頁。
- (22) ルソー『社会契約論』(桑原武夫・前川貞次郎訳, 岩波文庫, 1954 年), 29 頁。
- (23) 前掲書, 31 頁。
- (24) 前掲書, 同頁参照。
- (25) セイバイン, 前掲書, 145 頁。
- (26) 「人および市民の権利宣言」, 高木八尺・末延三次・宮沢俊義編『人権宣言集』(岩波書店, 1957 年), 131 頁。
- (27) 前掲書, 同頁。
- (28) マイケル・ウォルツァー『正義の領分ー多元性と平等の擁護』(山口晃訳, 而立書房, 1999 年), 163 頁。
- (29) 前掲書, 165 頁。